

令和 7 年度答申第 2 号
令和 7 年 7 月 2 4 日

松戸市教育委員会
教育長 波田 寿一 様

松戸市情報公開審査会
会 長 井 川 信 子 印

公文書の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 2 年 6 月 1 1 日付け松教生企第 5 7 号をもって諮問のあった公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

(1) 審査請求人は、令和2年1月4日付け公文書開示請求書により、「松戸市情報公開条例に基づく開示請求及び松戸市個人情報の保護に関する条例に基づく開示請求に係り、教育委員会の職員が対象公文書の特定や対象公文書の受け取りや開示・不開示の判断や決定期限の延長等のために松戸市立学校を訪れたり、松戸市立学校の教職員が対象公文書の特定や対象公文書の受け取りや開示・不開示の判断や決定期限の延長等のために教育委員会を訪れたりすることに係り取得・作成された公文書一切。当然に、松戸市立学校の保有する分も含む。当然に、電磁的記録も含む。渡す側と受け取る側との一方にのみ取得・作成されたものも含み、渡す側と受け取る側との両方で取得・作成されたものも含む。直接、訪れなくとも、郵送や宅配便や電子メールでの添付等の場合があれば、それらの場合も含める。教育委員会の職員や松戸市立学校の教職員以外の者が含まれていた場合も含める。ただし、当該開示請求に係る対象公文書自体を除く。

たとえば、どのような文書を持っていたかがわかるもの、誰がいつどこにどのように行ったかがわかるもの、交通費がわかるもの、日程調整の記録、復命書、会議録、相談記録、起案文書、上記の添付文書、上記の関連文書、上記の廃棄記録、上記に類する文書等々、とにかく全て。他にもあれば当然に御特定ください。電磁的記録も含めて、全ての年度で。ひろく解釈して御特定下さい。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」について、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、本件公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 本件開示請求に対して、令和2年1月20日付け公文書一部開示決定通

知書により、本件処分を行った。

(3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年4月1日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。

(4) 審査請求人は、令和2年7月17日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求対象文書をさらに特定したうえで、請求した情報は、原処分で特定されて非開示とされた情報を除いて全て開示するとの裁決を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

(2) 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。対象情報が本件で特定されたもので尽くされているとは到底考えられない。実際、処分庁は、かねてから文書の特定漏れを繰り返してきた。松戸市立学校保有分の対象文書も全て特定すべきである。実際、処分庁は、他の開示請求に対して、松戸市立学校保有分の公文書を大量に特定漏れしていることが千葉県教育委員会の開示文書からも明らかになっている。

本件非開示箇所は、原処分で特定されて非開示とされた情報の開示・不開示については争わないが、条例第10条第2項括弧書き「開示請求に係る公文書を保有していないとき」に該当しない。本件非開示決定により不存在による非開示とされたことも、学校・教育委員会によるいじめ自殺の隠蔽に対する追及の妨害をさらに妨害するものとして行なわれた隠蔽であると言わざるを得ず、情報公開制度を根幹から否定するものに他ならない。処分庁による非開示決定権限及び不存在決定権限の濫用である。

本件処分は、行政処分に係る重要な手続きを全て口頭で行なったとは考えられず、たとえ一部口頭で行われたものがあつたとしても、実際に学校保有分の公文書ないしその写しと称されるものが所管課や情報公開担当室に届き開示実施ができていることになっているから、本庁や松戸市立学校に何らの対象公文書も存在しないとは到底考えられない。その点、処分庁はかねてより学校保有分を特定してきていないことから、審査請求人は、処分庁が学校保有分を特定せずに本庁保有分で済ませていることを指摘する。理由附記の点でも不備があり、条例第10条第2項及び第3項並びに松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第8条各項並びに第

14条第1項及び第3項に違反する。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

公文書開示請求があった場合、速やかに開示決定等をするために、教育委員会の職員と松戸市立学校の教職員との間における対象公文書の特定等に関する連絡は、電話による口頭で行っている。

したがって、その連絡のために職員が実際に訪れることはないことから、それに係る公文書は存在していない。

なお、処分庁は、学校保有分の公文書も含めて開示決定を行っている。

また、審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、条例においてこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

- (1) 条例第5条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」と規定し、条例第2条第2項は、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定しており、開示にあたっては、対象となる公文書が存在していることが前提となる。

そして、「職員が職務上作成し、又は取得した」とは、地方公共団体の機関の職員が、地方公共団体の機関の職務の遂行者として、自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいう。

次に、「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、つまり、当該地方公共団体の機関の組織において、業務上必要なものとして他の職員と組織的に共用し、利用又は保存されている状態のものをいう。したがって、職員個人が自己の職務の遂行の便宜のために利用する自己研鑽の研究

資料、職員個人が自己の職務の遂行の便宜のために複写した正式文書の写し、職員の個人的な備忘録、職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、組織共用性を欠く。

- (2) 審査請求人は、対象となる文書が本件で特定されたもので尽くされているとは、到底考えられないと主張し、他の文書の特定を求めている。

当審査会において、処分庁に対し調査を行ったところ、公文書特定のための連絡は、電話により口頭で行うことが多く、また、連絡のために各学校・教育委員会を訪問することもないとのことであった。したがって、特定された公文書は、開示されたFAXによる照会文書のみであり、他に文書は存在しないとする処分庁の発言について不自然な点は認められなかった。

以上により、処分庁が行った本件処分は妥当である。

- (3) 理由附記について

条例第10条第3項は、「全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定している。とすると、理由附記にあたっては、①開示しない根拠条文、②当該条文を適用する根拠、を記載する必要がある。

本件処分においては、公文書一部開示決定通知書の別紙において、①非開示条項、②適用する根拠は示されており、理由附記不備の違法は認められない。

- (4) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例に規定を欠くため適用できない。

6 結論

以上により、審査会としては、「1 審査会の結論」のとおり判断する。当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 6月11日	諮問書の受理
令和 7年 3月17日	第1回審査会（諮問の報告・審議）
令和 7年 4月24日	第2回審査会（審議）
令和 7年 5月22日	第3回審査会（審議・意見陳述）
令和 7年 6月24日	第4回審査会（審議・理由説明）
令和 7年 7月24日	第5回審査会（審議）